

## 【議院運営委員会】

### (1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件、衆議院議院運営委員会提出6件、同政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出1件の合計8件であり、このうち衆議院議院運営委員会及び同政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出の6件を可決、1件を修正議決し、本院議員提出1件は継続審査となった。本委員会に付託された法律案に係る規則案及び規程案については、いずれも本委員会において委員会の審査を省略することに決し、本会議に上程され、可決、成立了。

また、本委員会付託の請願4種類25件は、いずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査等〕

**国立国会図書館法の一部を改正する法律案**は、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に係る規定を整備するとともに、支部上野図書館を廃止し、国際子ども図書館を置く等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、3月26日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同31日に全会一致をもって可決された。

**会計検査院法の一部を改正する法律案**は、検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定の削除を行おうとするものである。

本法律案は、4月27日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、翌28日に全会一致をもって可決された。

**国会法の一部を改正する法律案**は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設置する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、7月6日に衆議院から提出、同13日に本委員会に付託された。

委員会においては、同26日に参議院にも憲法調査会を設置すること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

本法律の制定に伴って、参議院に設置される憲法調査会に関する事項を定める**参議院憲法調査会規程案**についても、同日委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

**国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、7月13日に衆議院から提出、翌14日に本委員会に付託され、同26日に多数をもって可決された。

本法律の制定に伴う改正を行う参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案についても、同日それぞれ委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、国立国会図書館支部防衛施設図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行おうとするものである。

本法律案は、7月15日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同23日に全会一致をもって可決された。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会職員の定年退職者等について65歳までの在職を可能とする再任用制度を設けるとともに、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合の懲戒制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、7月15日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同23日に全会一致をもって可決された。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案は、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、7月29日に衆議院から提出、8月4日に本委員会に付託され、同6日に全会一致をもって可決された。

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案は、国会議員が特定の者に不当に利益を得させる目的で、その地位を利用して他の公務員にあっせん行為を行う報酬として賄賂を收受すること等を処罰する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、5月21日に本院議員から発議、7月21日に本委員会に付託され、8月13日に継続審査要求書の提出を決定した。

## (2) 委員会経過

### ○平成11年1月14日（木）（第144回国会閉会後第1回）

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成11年度予定経費要求に関する件について決定した。

---

### ○平成11年1月19日（火）（第1回）

- 災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会及び金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

#### 災害対策特別委員会

自由民主党……………8人

民主党・新緑風会……………5人

公明党……………2人  
社会民主党・護憲連合……1人  
参議院の会……………1人

日本共産党……………2人  
自由党……………1人  
計20人

#### 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党……………9人  
公明党……………2人  
社会民主党・護憲連合……1人  
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………4人  
日本共産党……………2人  
自由党……………1人  
計20人

#### 国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党……………8人  
公明党……………2人  
社会民主党・護憲連合……1人  
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………5人  
日本共産党……………2人  
自由党……………1人  
計20人

#### 行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党……………19人  
公明党……………4人  
社会民主党・護憲連合……3人  
参議院の会……………2人

民主党・新緑風会……………10人  
日本共産党……………4人  
自由党……………2人  
二院クラブ・自由連合……1人  
計45人

#### 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党……………19人  
公明党……………5人  
社会民主党・護憲連合……3人  
参議院の会……………2人

民主党・新緑風会……………9人  
日本共産党……………4人  
自由党……………2人  
二院クラブ・自由連合……1人  
計45人

- 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党……………6人  
公明党……………2人  
社会民主党・護憲連合……1人  
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………3人  
日本共産党……………1人  
自由党……………1人  
計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 1月21日及び22日

・時 間

自由民主党……………55分  
公明党……………30分  
社会民主党・護憲連合……20分  
参議院の会……………15分

民主党・新緑風会……………60分  
日本共産党……………30分  
自由党……………15分

・人 数

自由民主党……………2人  
公明党……………1人  
社会民主党・護憲連合……1人  
参議院の会……………1人

民主党・新緑風会……………2人  
日本共産党……………1人  
自由党……………1人

・順 序

1 民主党・新緑風会	2 自由民主党
3 公明党	4 日本共産党
5 社会民主党・護憲連合	6 自由党
7 参議院の会	8 民主党・新緑風会
9 自由民主党	

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年1月21日（木）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年1月22日（金）（第3回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年2月10日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 国會議員として在職期間が25年に達した議員坂野重信君、井上吉夫君及び立木洋君を院議をもって表彰することに決定した。
- 平成9年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分 公明党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年3月5日（金）（第5回）

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分

・人 数 1人

- 平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）及び児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年3月8日（月）（第6回）

- 本会議における平成11年度地方財政計画についての自治大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分

・人 数 2人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年3月10日（水）（第7回）

- 国土・環境委員長の補欠選任について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年3月15日（月）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分

公明党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

## ○平成11年3月17日（水）（第9回）

- 事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。
- 平成11年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会	4人	公明党	2人
日本共産党	2人	社会民主党・護憲連合	1人
参議院の会	1人		計10人
- 事務総長から平成11年度一般会計予算外2件両院協議会の結果の報告を聴いた。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

## ○平成11年3月24日（水）（第10回）

- 北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - ・時 間
    - 民主党・新緑風会 10分
    - 日本共産党 10分
    - 公明党 10分
    - 社会民主党・護憲連合 10分
  - ・人 数 各派1人
  - ・順 序 大会派順
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案及び訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - ・時 間
    - 民主党・新緑風会 10分
    - 人 数 1人
- 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - ・時 間
    - 民主党・新緑風会 10分
    - 人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

## ○平成11年3月31日（水）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。

(衆第10号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 納本制度調査会規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年4月12日(月)(第12回)

- 男女共同参画社会基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	……………10分	民主党・新緑風会	……………10分
公明党	……………10分	日本共産党	……………10分
社会民主党・護憲連合	……………10分	参議院の会	……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年4月14日(水)(第13回)

- 外国人登録法の一部を改正する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分

・人 数 1人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年4月16日(金)(第14回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年4月21日(水)(第15回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年4月26日(月)(第16回)

- 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

自由民主党	19人	民主党・新緑風会	10人
公明党	4人	日本共産党	4人
社会民主党・護憲連合	3人	自由党	2人
参議院の会	2人	二院クラブ・自由連合	1人
計45人			

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成11年4月28日（水）（第17回）

- 会計検査院法の一部を改正する法律案（衆第18号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
(衆第18号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし
- 日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	民主党・新緑風会	15分
公明党	10分	日本共産党	10分
社会民主党・護憲連合	10分	自由党	10分
参議院の会	10分		

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成11年5月7日（金）（第18回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	10分	公明党	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分

・人 数 各派1人

・順 序

- 1 公明党
- 2 日本共産党
- 3 社会民主党・護憲連合
- 4 民主党・新緑風会

- 本会議における内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………10分  
公明党……………10分  
社会民主党・護憲連合……………10分

民主党・新緑風会……………10分  
日本共産党……………10分  
参議院の会……………10分

・人 数 各派1人  
・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年5月10日（月）（第19回）

- 司法制度改革審議会設置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分

・人 数 1人

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年5月14日（金）（第20回）

- 株価算定委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分

公明党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年5月21日（金）（第21回）

- 都市基盤整備公団法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成11年5月24日（火）（第22回）

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）及び職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取すること

とし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	15分	公明党	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年5月26日（水）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	15分	公明党	10分
----------	-----	-----	-----

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月2日（水）（第24回）

○**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	10分
----------	-----

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月4日（金）（第25回）

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

・中央更生保護審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○**食料・農業・農村基本法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	10分	民主党・新緑風会	15分
-------	-----	----------	-----

公明党	10分	日本共産党	10分
-----	-----	-------	-----

社会民主党・護憲連合	10分	自由党	10分
------------	-----	-----	-----

- 参議院の会……………10分  
・人 数 各派1人  
・順 序 大会派順  
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月7日（月）（第26回）

- 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。  
・時 間  
　民主党・新緑風会……………10分  
・人 数 1人  
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月9日（水）（第27回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。  
・時 間  
　民主党・新緑風会……………15分　　日本共産党……………10分  
　社会民主党・護憲連合……………10分　　参議院の会……………10分  
・人 数 各派1人  
・順 序 大会派順  
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月11日（金）（第28回）

- 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。  
・時 間  
　自由民主党……………10分　　民主党・新緑風会……………15分  
　公明党……………10分　　日本共産党……………10分  
　社会民主党・護憲連合……………10分　　参議院の会……………10分

- ・人 数 各派1人
  - ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月14日（月）（第29回）

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	15分	公明党	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分
自由党	10分	参議院の会	10分

- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月25日（金）（第30回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 本会議における内閣総理大臣の第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	10分	民主党・新緑風会	15分
公明党	10分	日本共産党	10分
社会民主党・護憲連合	10分	参議院の会	10分

- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月28日（月）（第31回）

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	15分	公明党	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分
参議院の会	10分		

- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年6月30日（水）（第32回）

- 司法制度改革審議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月7日（水）（第33回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 本会議において共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月8日（木）（第34回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月12日（月）（第35回）

- 予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - ・日取り 7月13日
  - ・時 間
    - 自由民主党……………10分
    - 公明党……………10分
    - 社会民主党・護憲連合……………10分
    - 民主党・新緑風会……………15分
    - 日本共産党……………10分
    - 参議院の会……………10分
  - ・人 数 各派1人
  - ・順 序
    - 1 民主党・新緑風会
    - 2 自由民主党
    - 3 公明党
    - 4 日本共産党
    - 5 社会民主党・護憲連合
    - 6 参議院の会
- 食料・農業・農村基本政策に関する決議案（三浦一水君外6名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月13日（火）（第36回）

- 国会法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月14日（水）（第37回）

- 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成11年7月21日（水）（第38回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月23日（金）（第39回）

- 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第31号）（衆議院提出）を可決した。  
(衆第31号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし
- 国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第32号）（衆議院提出）を可決した。  
(衆第32号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし
- 国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。**
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月26日（月）（第40回）

- 国会法の一部を改正する法律案**（衆第27号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴いた後、同案に対し修正案が提出され、同君、修正案提出者上野公成君及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、修正議決した。  
(衆第27号) 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院  
反対会派 共産、社民
- 参議院憲法調査会規程案**（岡野裕君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行った後、可決した。  
(衆第29号) 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院  
反対会派 共産、社民
- 参議院規則の一部を改正する規則案**（岡野裕君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案**（岡野裕君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年7月28日（水）（第41回）

- 国旗及び国歌に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすること

に決定した。

自由民主党	11人	民主党・新緑風会	6人
公明党	3人	日本共産党	2人
社会民主党・護憲連合	1人	自由党	1人
参議院の会	1人		

計25人

- 国旗及び国歌に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	10分	民主党・新緑風会	15分
公明党	10分	日本共産党	10分
社会民主党・護憲連合	10分	自由党	10分
参議院の会	10分		

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成11年8月2日（月）（第42回）

- 預金保険機構理事及び同監事の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 産業活力再生特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会	15分	公明党	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分
参議院の会	10分		

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成11年8月6日（金）（第43回）

- 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
(衆第34号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし
- 本会議において国際問題に関する調査会及び国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年8月9日（月）（第44回）

- 子ども読書年に関する決議案（村上正邦君外11名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年8月11日（水）（第45回）

- 法務委員長荒木清寛君解任決議案（円より子君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年8月13日（金）（第46回）

- 総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委員長、財政・金融委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。
- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 国會議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案（参第21号）の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成11年1月14日（木）（第144回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成11年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
- 

○平成11年8月13日（金）（第1回）

- 平成12年度参議院予算に関する件について協議を行った。
- 第二別館増築に伴う庁舎の再配置計画に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成11年1月14日（木）（第144回国会閉会後第1回）

- 国立国会図書館の平成11年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
-

○平成11年3月30日（火）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
  - ・国立国会図書館法の一部改正に関する件
  - ・国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
  - ・国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
  - ・納本制度調査会規程の一部改正に関する件

○平成11年8月13日（金）（第2回）

- 平成12年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

**国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）**

**【要 旨】**

本法律案は、国立国会図書館の一般公衆に対する奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、支部上野図書館を廃止し、おむね18歳以下の者を対象とする図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として国際子ども図書館を設置しようとするものである。

**会計検査院法の一部を改正する法律案（衆第18号）**

**【要 旨】**

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除すること。
- 2 この法律は、公布の日から施行すること。

**国会法の一部を改正する法律案（衆第27号）**

**【要 旨】**

本法律案は、衆議院に憲法調査会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとする。
- 2 衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決により定めるものとする。
- 3 この法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。

**国会法の一部を改正する法律案委員会修正**

**【要 旨】**

日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を参議院にも設置し、参議院の憲法調査会に関する事項は、参議院の議決により定めるものとすること。

# 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案（衆第29号）

## 【要 旨】

本法律案は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 国家基本政策委員会の設置（次の常会の召集の日施行）

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置する。

### 2 政府委員制度の廃止等（第146回国会の召集の日施行）

(1) 政府委員制度を廃止する。

(2) 内閣官房副長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席できるものとする。副大臣（副長官）及び大臣政務官（長官政務官）については、その設置の際にこれに追加する。

(3) 内閣は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができるものとする。

### 3 政務次官の増員等（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

総理府及び金融再生委員会に政務次官を置くとともに、各省及び各大臣庁に置かれる政務次官を増員する。政務次官の増員数は8人とし、増員後の総数は32人とする。

### 4 副大臣等の設置

(1) 内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置く。副大臣等の総数は、22人とする。副大臣等は、大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめ大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。副大臣等の任免は、大臣の申出により内閣が行い、天皇が認証するものとする。

(2) 内閣府、各省等の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(3) 内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置く。大臣政務官等の総数は、26人とする。大臣政務官等は、大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。大臣政務官等の任免は、大臣の申出により内閣が行うものとする。

(4) 政務次官は、副大臣等及び大臣政務官等の設置の際に廃止する。

### 5 政府特別補佐人の見直し

政府特別補佐人については、副大臣等の設置の時までに見直しを行い、結論を得るものとする。

### 6 国会審議等の在り方の検討

国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、政府委員制度の廃止の日から3年以内に検討を加えるものとする。

**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第31号）**

**【要 旨】**

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 1 国立国会図書館支部防衛庁図書館及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の統合  
平成12年4月1日から、国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合する。
- 2 行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成  
内閣府設置法等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行う。

**国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第32号）**

**【要 旨】**

本法律案は、高齢社会に対応するため、国会職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、その育児休業に係る部分休業に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができるることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 各本属長は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤続期間等を考慮して両議院の議長が協議して定める要件を満たす者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる（以下「再任用職員」という。）。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 2 各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合の任期については、1を準用する。
- 3 育児休業に係る部分休業に関し、短時間勤務の職を占める再任用職員に対して、常時勤務を要する職を占める再任用職員と同様の取り扱いをする。
- 4 国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者（以下「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として国会職員として採用された場合、当該退職前の引き続く国会職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。
- 5 この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、4は国家公務員法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。また、1において任期の末日について「年齢65年」とあるのは、平成13年度から平成15年度においては「年齢61年」とし、以下3年ごとに1年ずつ段階的に引上げる措置をとる。

## 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案（衆第34号）

### 【要 旨】

本法律案は、政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 仮名による株取引等の禁止

国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券（端株券を含む。）、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行ってはならないものとすること。

#### 2 罰則

1に違反して株取引等を行った者は、20万円以下の罰金に処するものとすること。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
21	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	千葉 景子君 外4名 (11. 5. 21)	11. 5. 25		11. 7. 21	継続審査				

##### ・衆議院議員提出法律案（7件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
10	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 3. 26)	11. 3. 26	11. 3. 26	11. 3. 26 (予備)	11. 3. 31 可決	11. 3. 31 可決			11. 3. 26 可決
18	会計検査院法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 4. 27)	4. 27	4. 27	4. 27 (予備)	4. 28 可決	4. 28 可決			4. 27 可決
27	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 7. 6)	7. 6	7. 6	7. 13	7. 26 修正	7. 26 修正			7. 6 可決
					○ 11. 7. 26 衆へ回付	○ 11. 7. 29 衆同意				
29	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 7. 13)	7. 13	7. 13	7. 14	7. 26 可決	7. 26 可決			7. 13 可決
31	国立国会図書館法の規定により行政各部門におかれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 7. 15)	7. 15	7. 15	7. 15	7. 23 可決	7. 23 可決			7. 15 可決
32	国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (11. 7. 15)	7. 15	7. 15	7. 15	7. 23 可決	7. 23 可決			7. 15 可決
34	政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 桜井 新君 (11. 7. 26)	7. 27	7. 29	8. 4	8. 6 可決	8. 6 可決			7. 29 可決